

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
三豊警察署	令和2年1月15日
観音寺警察署	〃
高松東警察署	令和2年1月16日
さぬき警察署	令和2年1月21日
総務課	令和2年1月27日
広聴・被害者支援課	〃
企画課	〃
人事課	〃
監察課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
警察学校	〃
公安課	令和2年1月28日
警備課	〃
機動隊	〃
交通企画課	〃
交通指導課	〃
交通規制課	〃
運転免許課	〃
交通機動隊	〃
高速道路交通警察隊	〃
生活安全企画課	令和2年1月29日
人身安全対策課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
地域課	〃
通信指令課	〃
刑事企画課	〃

捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
会計課	〃
東かがわ警察署	令和2年2月26日
小豆警察署	〃
高松北警察署	〃
高松南警察署	〃
坂出警察署	〃
高松西警察署	〃
丸亀警察署	〃
琴平警察署	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効果的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。(機動隊)

(3) 検討指示事項

該当事項なし